

実地指導等における 主な指導事項

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

東青地域県民局地域健康福祉部福祉総室監査指導課

人員に関する基準について

〈訪問介護・訪問看護〉

- ・職員が常勤換算で2.5人を下回っている。

〈通所介護〉

- ・生活相談員が配置されていない日がある。

運営に関する基準について

【内容及び手続の説明及び同意】

- ・ 介護サービスの提供の開始に際し、重要事項説明書による事業説明が行われておらず、また、提供の開始についての同意を得ていない。

【運営規程】

- ・ 従業者の員数が記載されていない。

運営に関する基準について

【勤務体制の確保等】

- ・ 月ごとの勤務表において、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係等が明確になっていない。

(訪問介護員や看護職員等が有料老人ホームの職員を兼務している場合など)

【事故発生時の対応】

- ・ サービス提供中に発生した事故について事故報告を行っていなかった。

運営に関する基準について

- 【記録の整備】～高齢者虐待の防止～
- ・入所者に対し身体拘束を行う際に、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない。

介護報酬について

【処遇改善加算】

- ・ 介護職員に対して、処遇改善加算算定額以上の額を賃金改善を実施する必要があるが、賃金改善額が加算額を上回っていなかった。

介護報酬について

〈訪問介護〉

- ・ サービス提供票の利用実績の回数と請求実績の回数が一致しない。
- ・ 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に事業所のサービス提供の拠点を設け、訪問介護員が常駐し、入居者へサービスを提供しているにもかかわらず、同一敷地内（建物）減算をしていない。

介護報酬について

〈通所介護〉

- ・ 入浴を実施していないにも関わらず、加算を算定しているケースがある。
- ・ 個別機能訓練加算の請求根拠となるサービスの提供記録がない事例がある。

社会福祉施設等指導監査における 指導事項について

【非常災害対策】

- ・ 火災、水害・土砂災害、地震等の地域の実情を勘案した非常災害対策計画を策定していない。

【衛生管理等】

- ・ 感染症、食中毒の予防及びまん延を防止するための感染症対策委員会を開催していない。また、感染症予防対策に係る職員研修も実施していない。

社会福祉施設等指導監査における 指導事項について

【入所者からの預り金について】

- ・ 預り金管理規程等で複数の職員で出納事務をチェックすることと定めているが、実態として1人の職員に任せたままとなっている。
- ・ 入所者へ預り金を払い戻す際に、受領印等を得ていない。
- ・ 入所者預り金に係る自主点検を行っていない。